

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害リスク

忠岡町は大阪府の西南部、大阪湾に面する平野部に位置し、北東部は大津川と牛滝川を境に和泉市・泉大津市に接し、南部は岸和田市に隣接している。

町域は東西に約4km、南北に約1kmで、すべて市街化区域となっており、臨海部並びに北部は工業地、その他は戸建て住宅や集合住宅で占められている。

面積は3.97㎢と町としては全国で最も小さく、市村を含めても3つ目に小さい自治体であり、これらの現状も踏まえて、以下の災害リスクを挙げる。

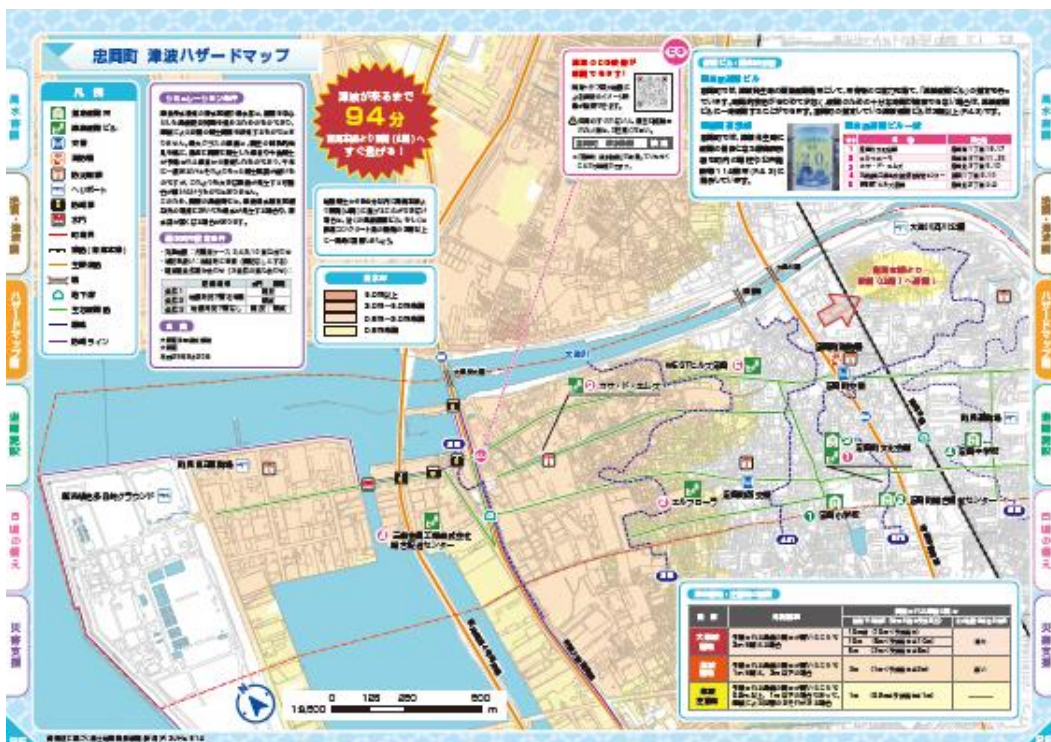
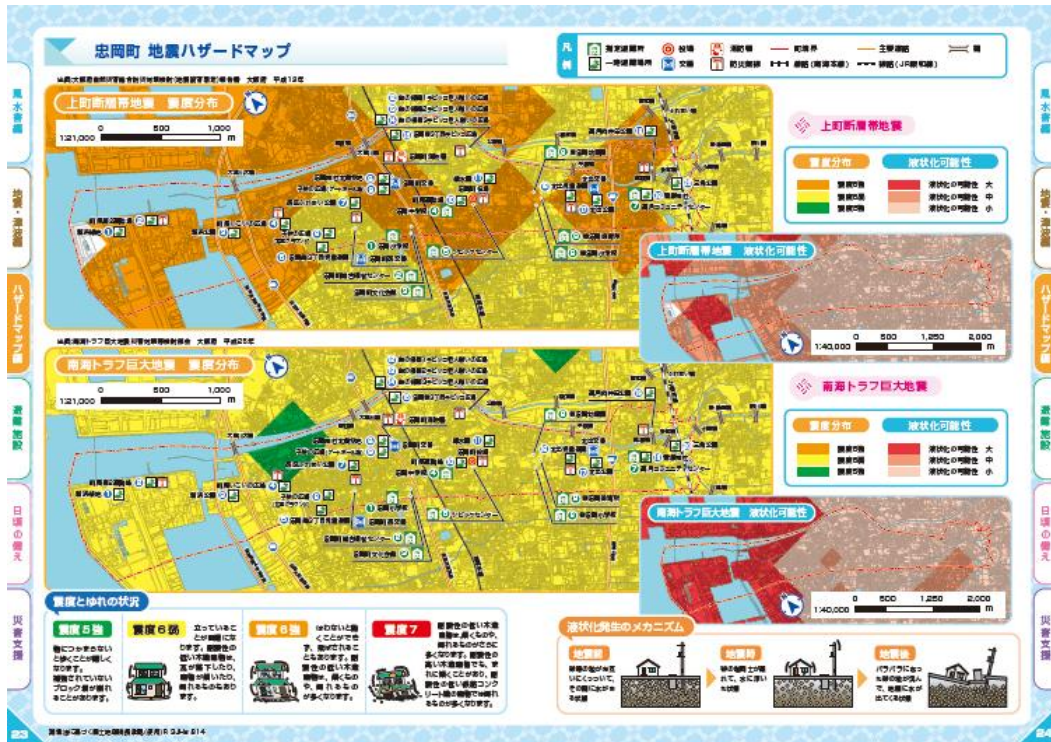
①地震災害（津波等を含む）

大阪府が発表している「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書」によると、本町に最も大きな建物被害をもたらす地震として上町断層帯があり、想定される被害としては建物全壊が995棟、半壊が1,190棟、罹災者数6,534人等と想定されている。また、南海トラフ巨大地震が発生した場合、本町では最大津波水位4.3m、津波最短到着時間は94分と想定されている。そのため、強く長い揺れを感じたらすぐに津波の情報を確認し南海本線より東側（山側）へ避難するように周知している。

大阪府地域防災計画関連資料集による想定（忠岡町の数値）

想定地震	上町断層系	生駒断層系	有馬高槻構造線	中央構造線	南海トラフ	
地震の規模	マグニチュード(M) 7.5~7.8	マグニチュード(M) 7.3~7.7	マグニチュード(M) 7.3~7.7	マグニチュード(M) 7.7~8.1	マグニチュード(M) 7.9~8.6	
	計測震度 6弱~6強	計測震度 5弱	計測震度 4~5弱	計測震度 5強	計測震度 5強~6弱	
建物全半壊棟数	全壊 995棟 半壊 1,190棟	全壊 0棟 半壊 1棟	全壊 0棟 半壊 0棟	全壊 49棟 半壊 118棟	全壊 55棟 半壊 130棟	
出火件数	1件	0件	0件	0件	0件	
ライフライン	停電	1,262戸	0戸	0戸	84戸	84戸
	ガス供給停止	6戸	0戸	0戸	0戸	0戸
	断水	87.9%	22.8%	0%	18.4%	8.9%
	固定電話不通	2,876回線	21回線	0回線	213回線	2回線
死傷者数	死者 8名 負傷者 1329名	死者 0名 負傷者 0名	死者 0名 負傷者 0名	死者 0名 負傷者 30名	死者 0名 負傷者 33名	
罹災者数	6,534人	3人	0人	499人	422人	
避難所生活者数	1,895人	1人	0人	145人	123人	

資料：大阪府地域防災計画関連資料



※ハザードマップの出典元：忠岡町 町長公室 危機管理課 発行  
「忠岡町総合防災マップ（令和4年3月作成）」P.23～P.26





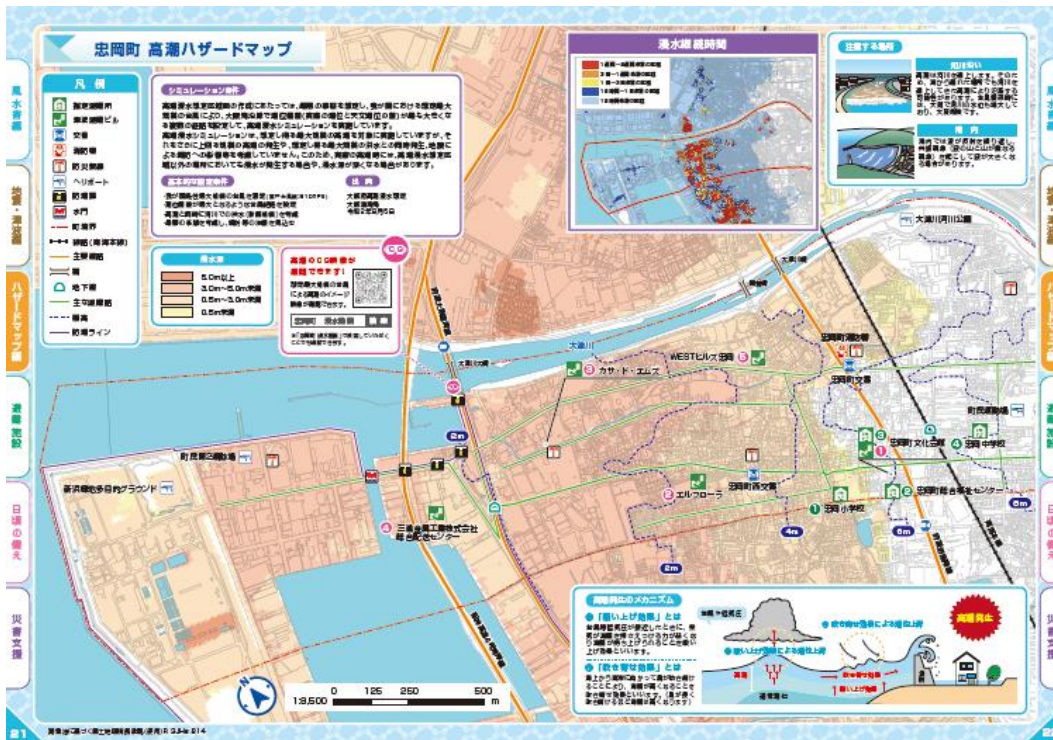






### ③高潮災害

我が国における想定最大規模の台風、かつ大阪湾沿岸で潮位偏差が最も大きくなる複数の経路を想定したシミュレーションによると、南海本線より西側（海側）の地域においては、浸水継続時間が1週間～2週間未満に及ぶ区域がある。



※ハザードマップの出典元：忠岡町 町長公室 危機管理課 発行

「忠岡町総合防災マップ（令和4年3月作成）」P.21～P.22

### ④感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で発生し、世界的な大流行となり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。社会的影響としては、住民の25%がピークを作りながら順次り患し、り患者は1週間から10日程度り患し欠勤する。また、ピーク時には最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

※出典元：忠岡町 町長公室 危機管理課「忠岡町新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年3月）」P.1及びP.9

## (2) 商工業者数の状況

忠岡町内の商工業者数・中小企業者数・小規模事業者数

区分	中小企業		大企業	合計 (商工業者数)
	小規模事業者			
企業数	428	362	0	428

※中小企業庁「中小企業・小規模事業者数の数（2016年6月時点）」より

[https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu\\_kigyocnt/index.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu_kigyocnt/index.htm)

### (3) これまでの取組

#### ① 忠岡町の取組

- ・ 地域防災計画及び国土強靱化地域計画の策定
- ・ 業務継続計画及び新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 防災情報の発信
- ・ 津波避難ビルや福祉避難所の拡充
- ・ 海拔表示シート全域設置
- ・ 出前講座などによる防災意識の啓発
- ・ 総合防災マップの発刊、配布
- ・ 災害時相互応援協定の締結促進

#### (参考)

##### 「忠岡町地域防災計画」

[https://www.town.tadaoka.osaka.jp/?ka\\_details=%e5%bf%a0%e5%b2%a1%e7%94%ba%e5%9c%b0%e5%9f%9f%e9%98%b2%e7%81%bd%e8%a8%88%e7%94%bb](https://www.town.tadaoka.osaka.jp/?ka_details=%e5%bf%a0%e5%b2%a1%e7%94%ba%e5%9c%b0%e5%9f%9f%e9%98%b2%e7%81%bd%e8%a8%88%e7%94%bb)

##### 「忠岡町総合防災マップ」

[https://www.town.tadaoka.osaka.jp/?ka\\_details=%e5%bf%a0%e5%b2%a1%e7%94%ba%e7%b7%8f%e5%90%88%e9%98%b2%e7%81%bd%e3%83%9e%e3%83%83%e3%83%97](https://www.town.tadaoka.osaka.jp/?ka_details=%e5%bf%a0%e5%b2%a1%e7%94%ba%e7%b7%8f%e5%90%88%e9%98%b2%e7%81%bd%e3%83%9e%e3%83%83%e3%83%97)

##### 忠岡町「各種ハザードマップ」

[https://www.town.tadaoka.osaka.jp/?ka\\_details=%e5%90%84%e7%a8%ae%e3%83%8f%e3%82%b6%e3%83%bc%e3%83%89%e3%83%9e%e3%83%83%e3%83%97](https://www.town.tadaoka.osaka.jp/?ka_details=%e5%90%84%e7%a8%ae%e3%83%8f%e3%82%b6%e3%83%bc%e3%83%89%e3%83%9e%e3%83%83%e3%83%97)

##### 忠岡町「浸水動画（洪水・高潮・津波）」

[https://www.town.tadaoka.osaka.jp/?ka\\_details=%e6%b5%b8%e6%b0%b4vr%e5%8b%95%e7%94%bb%ef%bc%88%e6%b4%aa%e6%b0%b4%e3%83%bb%e9%ab%98%e6%bd%ae%e3%83%bb%e6%b4%a5%e6%b3%a2%ef%bc%89](https://www.town.tadaoka.osaka.jp/?ka_details=%e6%b5%b8%e6%b0%b4vr%e5%8b%95%e7%94%bb%ef%bc%88%e6%b4%aa%e6%b0%b4%e3%83%bb%e9%ab%98%e6%bd%ae%e3%83%bb%e6%b4%a5%e6%b3%a2%ef%bc%89)

##### 「忠岡町新型インフルエンザ等対策行動計画」

[https://www.town.tadaoka.osaka.jp/?ka\\_details=%e5%bf%a0%e5%b2%a1%e7%94%ba%e6%96%b0%e5%9e%8b%e3%82%a4%e3%83%b3%e3%83%95%e3%83%ab%e3%82%a8%e3%83%b3%e3%82%b6%e7%ad%89%e5%af%be%e7%ad%96%e8%a1%8c%e5%8b%95%e8%a8%88%e7%94%bb](https://www.town.tadaoka.osaka.jp/?ka_details=%e5%bf%a0%e5%b2%a1%e7%94%ba%e6%96%b0%e5%9e%8b%e3%82%a4%e3%83%b3%e3%83%95%e3%83%ab%e3%82%a8%e3%83%b3%e3%82%b6%e7%ad%89%e5%af%be%e7%ad%96%e8%a1%8c%e5%8b%95%e8%a8%88%e7%94%bb)

#### ② 忠岡町商工会の取組

- ・ 事業者 BCP に関する国や大阪府の施策周知、個社支援
- ・ 大阪府商工会連合会と連携した事業継続計画（BCP）策定支援
- ・ 平成 30 年台風 21 号被害に伴う相談窓口の設置、支援施策の情報発信
- ・ 新型コロナウイルス感染症に伴う相談窓口の設置、支援施策の情報発信
- ・ 令和 3 年度忠岡町事業継続推進支援補助金を通じた BCP 策定支援
- ・ 事業者 BCP 普及啓発セミナーの共催
- ・ 事業者 BCP 策定ワークショップの共催

## 2. 課題

- ・現状では、自然災害等による緊急時の取組にかかる忠岡町と忠岡町商工会との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・忠岡町商工会においては、事業継続力強化に関して小規模事業者にも助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## 3. 目標

実施機関中における事業者 BCP 策定支援事業者数の目標：延 2,000 事業者

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	述べ合計
事業者数	400	400	400	400	400	2,000

- ・地区内の小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、忠岡町商工会と忠岡町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

## 4. その他

忠岡町商工会の事業継続計画の有無：無

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

#### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間日

令和5年4月1日～令和10年3月31日

#### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

忠岡町商工会と忠岡町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

##### ① 事前の対策

本計画については、「忠岡町地域防災計画」「忠岡町総合防災マップ」「忠岡町新型インフルエンザ等対策行動計画」等との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

##### a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・自然災害等については、「忠岡町総合防災マップ」等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・新型ウイルス感染症については、常に最新の正しい情報を入手し、業種別ガイドラインに基づき感染拡大防止策等に講じることを事業者へ啓発するとともに、マスクや消毒液等の

一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

- ・商工会報や忠岡町広報ただおか、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

#### **b) 小規模事業者に対する事業者BCP策定支援**

- ・大阪府が提供する超簡易版BCP「これだけは！」シート（自然災害対策版又は新型コロナウイルス感染症対策版）等の簡易版BCP様式による策定支援
- ・中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援
- ・連携する大阪府商工会連合会の協力を得て、同会が実施する事業継続計画（BCP）策定支援制度を通じたBCPや新型コロナウイルス感染症対応マニュアル等の策定支援

#### **c) 地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況の把握**

- ・事業所の巡回やセミナー開催時など様々な機会を捉えて、地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況を確認する。

#### **d) 当該計画に係る訓練の実施**

- ・大阪府・市町村合同で実施する「地震津波対策訓練」に参加することで、自然災害が発生したと仮定し、忠岡町と忠岡町商工会との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

#### **e) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の策定**

- ・忠岡町商工会は、令和6年度末までに事業継続計画を策定する。

#### **f) 関係団体等との連携**

- ・大阪府商工会連合会と連携し、同会が実施する事業継続計画（BCP）策定支援制度の専門家派遣を依頼し、BCPや新型コロナウイルス感染症対応マニュアル等の策定支援、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーを実施する。
- ・事業者の課題、相談内容等によっては、損害保険会社等と連携し、損害保険、生命保険、傷害保険の紹介等を実施する。感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係団体等に対し、セミナー等の共催や本支援事業の広報協力を依頼する。

#### **g) フォローアップ**

忠岡町（産業まちづくり部産業振興課 他）と忠岡町商工会とで、当計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年に1回以上設ける。

### **②発災後の対策**

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。



### a) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後24時間以内に職員の安否報告を行う。  
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を忠岡町商工会と忠岡町で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、忠岡町における感染症対策本部設置に基づき忠岡町商工会による感染症対策を行う。

### b) 応急対策の方針決定

- ・忠岡町商工会と忠岡町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例)  
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する、等
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

### c) 次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度

- ・本計画により忠岡町商工会と忠岡町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
それ以降	地区内小規模事業者等の被害状況に応じ、必要に応じて共有する

- ・忠岡町で取りまとめた「忠岡町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

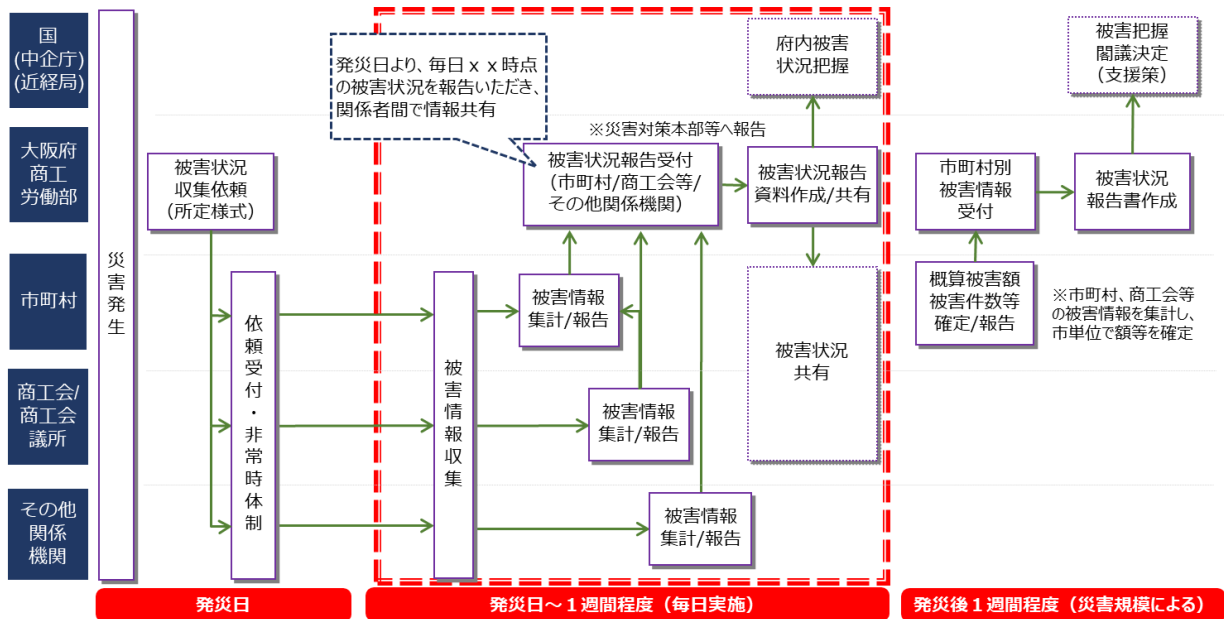
### ③発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・忠岡町商工会と忠岡町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・忠岡町商工会と忠岡町が共有した情報を、大阪府の指定する方法にて、忠岡町商工会と忠岡町より大阪府へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や大阪府等からの情報や方針に基づき、共有した情報を大阪府の指定する方法にて忠岡町商工会又は忠岡町より大阪府へ報告する。

## 被害状況報告フロー

### ■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報を入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告（1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。）



### ④応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、忠岡町と忠岡町商工会で相談・決定する。（忠岡町商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や大阪府、忠岡町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### **⑤地区内小規模事業者に対する復興支援**

- ・国や大阪府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大阪府等に相談する。

#### **※ その他**

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大阪府へ報告する。



(別表2)

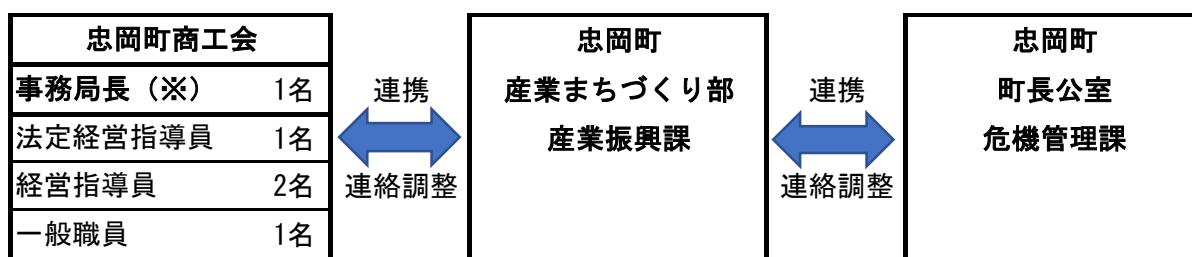
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年12月現在)

(1) 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(※)法定経営指導員

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 森 孝博(事務局長)、長田 享士 連絡先(3) ①参照

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

忠岡町商工会

〒595-0812 大阪府泉北郡忠岡町忠岡中1丁目1番23号

TEL: 0725-33-3208 / FAX: 0725-32-4880

E-mail: info@tadaoka.or.jp

②関係市町村

忠岡町 産業まちづくり部 産業振興課

〒595-0805 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号

TEL: 0725-22-1122 / FAX: 0725-32-7805

E-mail: tadaokasangyou@town-tadaoka.jp

忠岡町 町長公室 危機管理課

〒595-0805 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号

TEL: 0725-22-1122 / FAX: 0725-22-0364

E-mail: tadaokakiki@town-tadaoka.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【 忠岡町商工会 】

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	0	0	0	0	0
・ セミナー開催費	0	0	0	0	0
・ パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、大阪府補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【 忠岡町 】

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	0	0	0	0	0
・ 専門家派遣費	0	0	0	0	0
・ セミナー開催費	0	0	0	0	0
・ パンフ、チラシ作製費	0	0	0	0	0
・ 防災、感染症対策費	0	0	0	0	0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
大阪府商工会連合会 会長 早川 巖 〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階 TEL : 06-6947-4340 / FAX : 06-6947-4343 E-mail: shokoren@osaka-sci.or.jp
連携して実施する事業の内容
① 事業継続計画 (BCP) 策定支援 (専門家派遣等) ・相談する事業者の規模、課題、相談内容等に応じて、大阪府商工会連合会 事業継続計画 (BCP) 策定支援制度により専門家を派遣し、BCP 策定、策定済み BCP のブラッシュアップ、レジリエンス認証取得、新型コロナウイルス対応マニュアルの策定等の支援を実施する。 ② BCP 策定セミナー ・BCP 策定の専門知識を有し相談対応実績がある講師によるセミナーを開催し、BCP 策定を啓発する。
連携して事業を実施する者の役割
小規模事業者の課題や相談内容等に応じて、連携事業者と協力し事業を実施する。 ① BCP 策定支援に係る忠岡町商工会へのアドバイス ② BCP 策定支援に係る小規模事業者への専門家派遣 ③ 忠岡町商工会・忠岡町が主催する「BCP 策定セミナー」への講師派遣
連携体制図等